

総社市告示第19号

総社市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱（平成18年総社市告示第13号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 耐震診断等 既存の建築物の耐震性を確認するために行う次に掲げるもの及びこれに付随する調査等をいう。ただし、建築物の用途変更に伴うものを除く。</p> <p>ア 次に掲げる方法に基づき行う既存の建築物の耐震診断、補強計画及び補強計画後の耐震診断並びに部分補強計画及び部分補強計画後の耐震診断</p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、市税を滞納していないものであって、別表の事業区分に応じて次に掲げる耐震診断等を行う建築物の所有者（区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）とする。</p> <p>(1) 木造住宅耐震診断事業 岡山県木造住宅耐震診断員認定要綱第3条の規定により、岡山県知事の登録を受けた木造住宅耐震診断員による耐</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 耐震診断等 既存の建築物の耐震性を確認するために行う次に掲げるもの及びこれに付随する調査等をいう。ただし、建築物の用途変更に伴うものを除く。</p> <p>ア 次に掲げる方法に基づき行う既存の建築物の耐震診断、補強計画及び計画後の耐震診断</p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、市税を滞納していないものであって、別表の事業区分に応じて次に掲げる耐震診断等を行う建築物の所有者（区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）とする。</p> <p>(1) 木造住宅耐震診断事業 岡山県木造住宅耐震診断員認定要綱第3条の規定により、岡山県知事の登録を受けた木造住宅耐震診断員による耐</p>

改正後				改正前			
<p>震診断を、<u>一般社団法人岡山県建築士事務所協会（以下「協会」という。）</u>に委託して実施するもの。ただし、既存住宅性能表示制度に係る性能評価は、この限りでない。</p> <p>(2) 略</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>協会は、補助事業者から木造住宅耐震診断事業（精密診断法による耐震診断等を除く。）を受託したときは、補助事業者に代わり、当該木造住宅耐震診断事業に係る補助金の受領を行うことに同意したものとみなし、当該補助金を受領するものとする。</u></p>				<p>震診断を、<u>社団法人岡山県建築士事務所協会</u>に委託して実施するもの。ただし、既存住宅性能表示制度に係る性能評価は、この限りでない。</p> <p>(2) 略</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p>			
別表（第3条、第4条関係）				別表（第3条、第4条関係）			
補助の対象			補助率等	補助の対象			補助率等
事業区分	建築物	経費		事業区分	建築物	経費	
木造住宅耐震診断事業	次に掲げる要件の全てに該当する住宅 (1) 本市内に存する民間のもの (2) 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅 (3) 構造が次に掲げる工法以外の木造であるもの ア 丸太組工法 イ 建築基準法第38条の規定に基づく認定工法 (4) 地上階数が2以下のもの	次に掲げる経費（一住宅につき13万6,000円（岡山県木造住宅耐震診断マニュアル（以下「マニュアル」という。）に掲げる一般診断法によるもの）にあって延べ床面積が200㎡以内までは9万円、200㎡を超えるもの）にあっては、100㎡に達するまでごとに1万円を加算した額）以内を限度とする。 (1)及び(2) 略	補助対象経費の3分の2以内。ただし、一般診断法の現況診断及び補強計画にあっては延べ床面積が200㎡以内のものについては8万円、200㎡を超えるものについては、100㎡に達するまでごとに8,000円を加算した額を限度とす	木造住宅耐震診断事業	次に掲げる要件の全てに該当する住宅 (1) 本市内に存する民間のもの (2) 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅 (3) 構造が次に掲げる工法以外の木造であるもの ア 丸太組工法 イ 建築基準法第38条の規定に基づく認定工法 (4) 地上階数が2以下のもの	次に掲げる経費（一住宅につき13万6,000円（岡山県木造住宅耐震診断マニュアル（以下「マニュアル」という。）に掲げる一般診断法によるもの）にあって延べ床面積が200㎡以内までは、 <u>7万1,200円</u> 、200㎡を超えるもの）にあっては、100㎡に達するまでごとに <u>9,100円</u> を加算した額）以内を限度とする。 (1)及び(2) 略	補助対象経費の3分の2以内。ただし、一般診断法の現況診断及び補強計画にあっては延べ床面積が200㎡以内のものについては、 <u>6万円</u> 、200㎡を超えるものについては、100㎡に達するまでごとに8,000円を加算した額を限度とす

改正後				改正前			
			る。				る。
略				略			
建築物耐震診断事業	指示対象建築物又は次に掲げる要件の全てに該当する建築物 (1) 一戸建て住宅以外の建築物 (2) 本市内に存する民間のもの (3) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物	次に掲げる経費（延べ床面積が1,000㎡以内の部分は3,670円、1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分は1,570円、2,000㎡を超える部分は1,050円を乗じて得た額を合計した額を限度とする。） (1) 略 (2) <u>第9条</u> の評価に係る経費	略	建築物耐震診断事業	指示対象建築物又は次に掲げる要件の全てに該当する建築物 (1) 一戸建て住宅以外の建築物 (2) 本市内に存する民間のもの (3) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物	次に掲げる経費（延べ床面積が1,000㎡以内の部分は3,670円、1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分は1,570円、2,000㎡を超える部分は1,050円を乗じて得た額を合計した額を限度とする。） (1) 略 (2) <u>第10条</u> の評価に係る経費	略

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。